

## 公 告

公 告 第 108 号  
平成 29 年 9 月 4 日

契約担当官  
航空自衛隊第9航空団  
会計隊長 島袋 義典



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

## 記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
  - (1) 件 名 食器洗浄及び清掃作業等 119回以下6件
  - (2) 契約期間 平成29年10月1日 ～ 平成30年3月31日
  - (3) 履行場所 航空自衛隊那覇基地
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
4. 入札日時 平成29年9月21日 10時00分
5. 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
  - (2) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合はこの限りではない。
  - (5) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の108分の100に相当する単価に予定数量を乗じて得た額の合計金額を入札書に記載すること。  
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 単価契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
  - (1) 入札説明会 無
  - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
  - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
  - (4) 消費税及び地方消費税（消費税及び地方消費税相当額を含む）は、請求金額が確定した段階で当該金額の8%に相当する額とする。なお、円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てる。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 堅田 まで。

電話番号 098-857-1228-1229

航空自衛隊仕様書		
仕様書の 種類	内容による分類	役務仕様書
	性質による分類	個別仕様書
物品番号		仕様書番号
品名 又は 件名	食器洗浄及び清掃作業等	業務LPS-X00001
		承認 平成29年 8月31日
		作成 平成29年 8月31日
		改正 平成 年 月 日 平成 年 月 日
		作成部 第9航空団業務隊 隊等名

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、隊員食堂、幹部食堂、隊員食堂食器洗浄室及び幹部食堂食器洗浄室において実施する食器洗浄及び清掃作業について適用する。

### 1.2 作業の種類

- a) 食器、配食缶類の洗浄及び運搬格納
- b) 食堂及び食器洗浄室の清掃（別図第1、2のとおり。）

## 2. 作業の条件

洗浄及び清掃に必要な機械器具は官側所有の物を使用し、その他は契約相手方の負担とする。

## 3. 作業の内容

### 3.1 食器

喫食後の食器類を、食器洗浄機（但し、食器洗浄機で洗浄できない場合は手洗い）で洗浄し、食器消毒保管庫に格納して乾燥させる。乾燥した食器類は指定の場所に運搬して格納する。

### 3.2 配食缶類

配食を終了した配食缶類を洗剤を使用して洗浄し、指定の場所に格納する。

### 3.3 喫食終了後

- a) 食卓備付品を整理し、卓上及び椅子を清掃する。
- b) 喫食終了後、食堂の床を掃除機及びモップで清掃する。

### 3.4 器材手入れ

食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材は、作業終了後洗浄及び手入れを

品 名	食器洗淨及び清掃作業等
-----	-------------

し、指定の場所に格納する。

3.5 食器洗淨室

食器洗淨室は、作業終了後清掃する。

4 作業量

4.1 食器、配食缶類の種類及び予定数量

洗淨する食器、配食缶類の種類及び予定数量は、表1を基準とする。

表1

	単位	平 日						休養日等			備考
		隊員食堂			幹部食堂			隊員食堂			
		朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食	
飯食器 (カレー皿・丼)	個	473	947	821		290		180	358	349	
汁食器(丼)	個	473	947	821		290		180	358	349	
洋皿(菜皿)	個	473	947	821		290		180	358	349	
湯呑み(コップ)	個	473	947	821		290		180	358	349	
小鉢	個	473	947	821		290		180	358	349	
盆	個	473	947	821		290		180	358	349	
箸	膳	473	947	821		290		180	358	349	
スプーン・フォーク ・ナイフ・レンゲ	個	/	947	821		290		/	358	349	
主食用配食缶	個	20	34	33		11		10	18	18	
汁用配食缶	個	10	17	14		3		7	12	11	
副食用配食缶	個	18	33	27		6		12	23	21	
運搬用食器入	個	7	13	10		/		4	8	7	

- a) 休養日等とは、土日、祝日及び12月29日～1月3日の間をいう。
- b) 数は基準(年間平均喫食数)であり時期等により増減が発生する。
- c) 使用する食器は献立により変更になる場合がある(括弧内の食器を使用)。
- d) スプーン、フォーク及びナイフは献立により週一回程度、レンゲは2週間に1回程度使用する。

4.2 食堂面積

清掃する食堂の面積等は表2を基準とする。

品 名	食器洗浄及び清掃作業等
-----	-------------

表 2

区 分	隊員食堂	幹部食堂
食堂、前室等	742 m <sup>2</sup>	376 m <sup>2</sup>
食堂内の食卓	76 個	43 個
食堂内の椅子	390 個	190 個
食器洗浄室	63 m <sup>2</sup>	30 m <sup>2</sup>

## 5 作業開始時刻及び終了時刻

作業開始時刻及び終了時刻は表 3 を基準とする。

表 3

作業区分	作 業 時 刻			
	平 日		休 日 等	
	開始時刻	終了時刻	開始時刻	終了時刻
朝食作業	06時10分	09時30分	07時10分	09時20分
昼食作業	11時00分	14時30分	11時00分	14時00分
夕食作業	16時00分	18時30分	16時00分	18時00分

## 6 作業の実施並びに検査

6.1 契約相手方は表 3 で定める作業区分の作業が終了したときは、その旨を検査官に届け出て検査を受けるものとする。

6.2 検査に合格しないときは、遅滞なくこれを補完し再検査を受けるものとする。

6.3 契約相手方は、請負業務において時間内に作業が完結できないと見込まれる場合は、速やかに官側に通知し速やかに作業を完結させるものとする。

## 7 その他

## 7.1 秘密保全

a) 契約相手方及び作業従事者は、契約履行上知り得た官側の資料、文書等の秘密についてこれをみだりに漏らしてはならない。

b) 作業従事者は、基地立ち入り及び車両乗り入れ申請について官側の手続きに従うものとする。

## 7.2 その他必要な事項

a) 役務に係わる物品等は契約相手方が負担するものとする。その際、洗剤等については、食器洗浄機用洗剤（隊員食堂食器洗浄機（AEN2-5L）及び幹部食堂食器洗浄機（FAD151RG）に対応したものと同等品以上のものとする。

b) 履行場所における作業従事者については、日本国籍を有することを要し、現在及び過去において日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張

品 名	食器洗浄及び清掃作業等
-----	-------------

する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者を除くものとする。

c) 契約相手方は、食器洗浄従事者に対し毎月1回菌検索(0-157検査含む。)及び10月から3月にかけてはノロウイルス抗原検査を併せて実施するとともに、その結果を官側に提出するものとし、検査項目等は表5のとおりとする。

表5

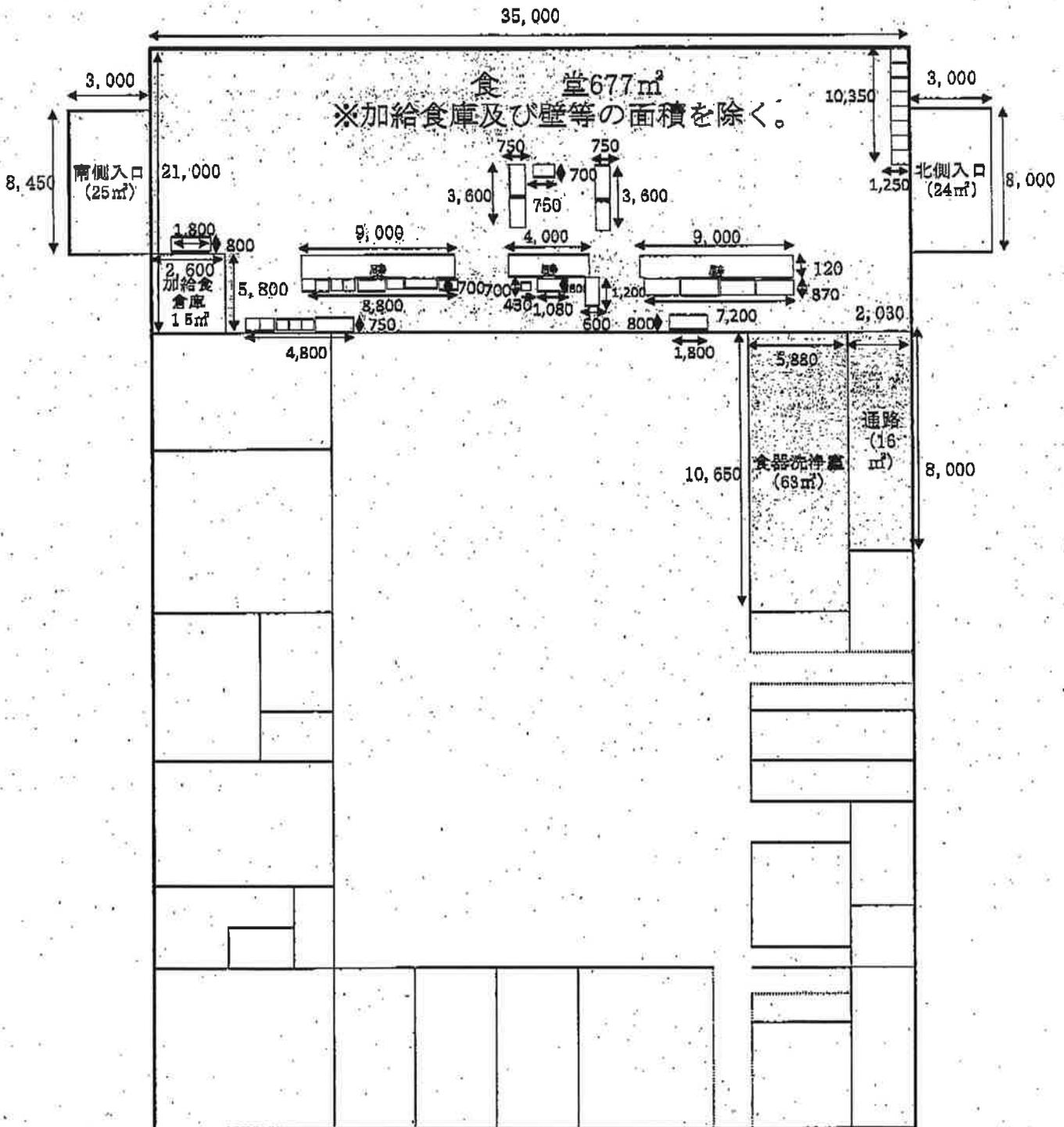
検査項目	実施回数
赤痢菌・サルモネラ菌	毎月1回以上
腸管出血性大腸菌(0-157)	毎月1回以上
ノロウイルス抗原検査	10月～3月迄の毎月1回以上

### 7.3 仕様書の疑義

この仕様書に疑義が生じた場合または、追加検査等が発生した場合は、官側と協議するものとする。

別図第1

# 隊員食堂



別図第 2

# 幹部食堂

